第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局と通信を行うものの送信設備		
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	四七
三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七四
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	七九
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備		
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	七九
三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七九
次に掲げる送信設備		
㈠　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの	五〇	五〇
㈡　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの	八七	七九
㈢　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う基地局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの	五〇	五〇
次に掲げる送信設備		
㈠　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの	五八	五八
㈡　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの		
十五　直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備		
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、基地局と通信を行うものの送信設備		
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	四七
三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七四
第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	七九
第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備		
二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	七九
三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇〇	七九
次に掲げる送信設備		
㈠　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの	五八	五八
㈡　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの		
㈢　第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの		
十六　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備		
第四十九条の六の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信設備	八七	七九
その他の無線局の送信設備	八七	四七

4　符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）の送信設備であつて、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の筐体に収められたものの空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第二十四条第三項中「携帯無線通信」を「第四十九条の六に定める携帯無線通信」に改め、同条第四項中「並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に改め、同項第三号中「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に改め、同項第三号中「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同条第六項中「、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同条第七項中「、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同条第八項中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通